



秋田県公報

目次

告示

救急診療所の認定(五四六・医務薬事課)

結核予防法による医療機関の指定(五四七・大曲保健所)

土地収用法による事業の認定(五四八・五四九・建設管理課)

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)

共同施行等土地改良事業の施行の認可(平鹿総合農林事務所)

人事委員会規則

人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

告示

秋田県告示第五百四十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急診療所に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	認定の有効期限
亀谷外科医院	仙北郡六郷町野中字沢田三番地	平成十七年七月二十一日

秋田県告示第五百四十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
西木調剤薬局	仙北郡西木村門屋字屋敷田百七十番	平成十四年八月一日

秋田県告示第五百四十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 起業者の名称

雄勝町

二 事業の種類

町道笹森・小田中線道路改良工事並びにこれに伴う附帯工事

三 起業地

(二)(一) 収用の部分 雄勝郡雄勝町横堀字中屋敷及び字土淵地内

使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

雄勝町役場 企画財政課

秋田県告示第五百四十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 起業者の名称
雄勝町

- 二 事業の種類
雄勝町保育所増改築事業並びにこれに伴う附帯工事
- 三 起業地
取用の部分 雄勝郡雄勝町横堀字土淵地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
雄勝町役場 企画財政課

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十四年七月三十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ヒューマントラスト研究所
 - 三 代表者の氏名
齋藤誠助
 - 四 主たる事務所の所在地
秋田県大曲市川原町七番三十九号
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、「社会適応能力の養成」、「人格形成」、「職業能力の養成・開発・訓練」に関する事業を行い、心身ともに健全な社会人を育成し、人生の生きがい、やりがいを構築するとともに地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、平鹿郡大森町八沢木字中ノ又十五番地一菊地庄一郎ほか九人から申請があった土地改良事業（中ノ又地区ほ場整備事業）の施行について、平成十四年八月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定に基づき、公告する。

人 事 委 員 会 規 則

平成十四年八月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

人事委員会規則一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月十三日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一秋田県市町村議会議員、消防団員等公務災害補償組合の項及び秋田県市町村職員退職手当組合の項を削り、同表秋田県市町村交通災害等共済組合の項中「次長」の下に、「総務課長」を加え、同表中「秋田県市町村交通災害等共済組合」を「秋田県市町村総合事務組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄